

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（使用者の資格） 第 6 条 区営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。 〔略〕 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約をしている者を含む。以下<u>この条において「同居親族」という。</u>）があること。 〔略〕 収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに<u>定める金額</u>を超えないこと。 ア・イ 〔略〕 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 月額 1 5 万 8 , 0 0 0 円 2 〔略〕 3 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、同居親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 ～ 〔略〕 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を	〔同左〕 第 6 条 〔同左〕 〔略〕 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約をしている者を含む。以下「同居親族」という。）があること。 〔略〕 収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに<u>掲げる金額</u>を超えないこと。 ア・イ 〔略〕 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 月額 1 5 万 8 , 0 0 0 円に<u>定める金額</u> 2 〔略〕 3 〔同左〕 ～ 〔略〕 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

・ 〔略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

4・5 〔略〕

（使用者の資格の特例）

第7条 〔略〕

2 〔略〕

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者について

・ 〔略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

4・5 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔略〕

2 〔略〕

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業並びに被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者について

ては、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる要件を満たしている者を同項各号に掲げる要件を満たしている者とみなす。

（使用者の費用負担）

第15条 〔略〕

2 区長は、前項第1号又は第4号に掲げる費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと認めるものについては、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。

（収入の認定等）

第27条 〔略〕

2 前項の規定による通知を受けた使用者は、当該通知を受けた日から30日以内に、同項の規定による認定に対して、意見を述べることができる。

3～5 〔略〕

6 第4項の規定による収入の認定及び前項の規定による請求に基づく収入の認定については、第1項から第3項までの規定を準用する。

（高額所得者に対する明渡請求等）

第31条 〔略〕

2 前項の規定による請求を受けた者は、明渡しの期限が到来したときは、速やかに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

3 区長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者からの申出により、同項の規定により指定した明渡しの期限を延長することができる。

～ 〔略〕

4 前項各号に掲げる場合において、区長は、特に必要があると認めるときは、明渡しの請求を取り消すことができる。

（建替事業の施行に伴う明渡請求）

第35条 〔略〕

2 前項の規定による請求を受けた使用者は、明渡しの期限が到来したときは、速やかに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

（駐車場の使用手続）

ては、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる要件を満たしている者を同項各号に掲げる要件を満たしている者とみなす。

〔同左〕

第15条 〔略〕

2 区長は、前項第1号又は第4号の費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと認めるものについては、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。

〔同左〕

第27条 〔略〕

2 前項の通知を受けた使用者は、当該通知を受けた日から30日以内に、同項の規定による認定に対して、意見を述べるができる。

3～5 〔略〕

6 第4項の規定による収入の認定及び前項の請求に基づく収入の認定については、第1項から第3項までの規定を準用する。

〔同左〕

第31条 〔略〕

2 前項の請求を受けた者は、明渡しの期限が到来したときは、速やかに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

3 区長は、第1項の請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者からの申出により、同項の規定により指定した明渡しの期限を延長することができる。

～ 〔略〕

4 前項各号の場合において、区長は、特に必要があると認めるときは、明渡しの請求を取り消すことができる。

〔同左〕

第35条 〔略〕

2 前項の請求を受けた使用者は、明渡しの期限が到来したときは、速やかに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

〔同左〕

第 4 3 条 前条の規定により駐車場の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続きをしなければならない。

・ 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、駐車場の使用手続については、第 1 0 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第 6 条又は第 7 条」とあるのは「第 4 1 条」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と読み替えるものとする。

第 4 3 条 前条の規定により駐車場の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

・ 〔略〕

2 前項に規定するもののほか、駐車場の使用手続については、第 1 0 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第 6 条又は第 7 条」とあるのは「第 4 1 条」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。